

りますので、やはり保護者の方々が子どもさんを預けやすいような延長保育の問題、一時保育預かり事業の問題、また、休日での預かり事業の問題等々を含めて、そういう受け皿をきちんと法人組織がしていただければ、私は、そういうものを育てるような形で、また、誤りのないような形で、私どもの指導も含めて、また、議会の皆様方のご意見を聞きながらさせていただくということが私は時代の一つの大きな流れではないかなというふうに思いますので、この辺は、私どももしっかり頑張りますので、また、保護者の方々、そこに務めておられる方々にご理解を賜るように、これからも努力をいたしたいというふうに思いますので、よろしく願いをさせていただきたいと思います。

これは、この2つの市立の保育所だけでなく、もしご理解いただければ、今後とも、議会の皆様方とのいわゆる議論等を重ねながら、これからもこの問題は継続すべきであるし、ある意味では、公立の幼稚園も、その延長線上には私はあるのではなからうかなと、また、市が建てたい、何回も申し上げてましたけれども、市の土地に市が借金をして建物を建てて、そして市の職員がそこを運営する時代は、ある意味では終わったんじゃないかなと、それを、いわゆるいい意味で成熟してくれば、その受け皿があれば、いろいろな方々に民間の活力を導入するという、そういう時代になったのではなからうかなというふうに考えておるところでございます。

また、有明海と橋湾の問題でございますけれども、これは19カ所のポイントの問題、また、県単独の5カ所のポイントの問題、これは県の方も、しっかり私どもも特に連携を取りながら、大事な漁場の再生の問題でありますし、いかに漁獲高をふやしていくというのは大事なことでありますので、連携を取りながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長（鳥居直記君） 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午後0時1分 =

~~~~~

= 再開 午後1時0分 =

副議長（江口 健君） 休憩前に引き続き会議を

開きます。28番小林駿介議員。

〔小林駿介君登壇〕

28番（小林駿介君） 公明党の小林駿介でございます。

本日は、国民注視の中、北方支援に絡む鈴木宗男氏の証人喚問が放送されたばかりでございますが、国民の一人として、真相が究明され、政治不信の念が一日も早く変わる日の訪れることを強く念じながら、個人質問をさせていただきます。

既に通告しておりました3題につきまして、順次、お尋ねしてまいりますので、市長並びに関係理事者におかれましては、前向きかつ明確なご答弁を期待するものであります。

1. 長崎駅周辺地区及び各支所のバリアフリー化の現状と対策について。

3月8日の代表質問でもお触れになりましたが、交通バリアフリー法の制定を受けて、今後10年間の施策の大綱が示されました。市民生活の上から、また、県外からの観光客の皆さん、とりわけ障害者の皆さんにとって最も関心の高いことは、長崎市の表玄関である駅周辺のバリアフリー度であります。

ご承知のように、長崎駅と交通センターを結ぶ通路にはエレベーターの設置がなされております。しかしながら、バスの停留所や運賃100円、どこまで行っても100円と人気の高い長崎電鉄の発着場にも、実は弱者対策がなされておらないのであります。長崎駅周辺の再整備構想が策定され、将来的には長崎駅前も近代的な、かの小倉駅前のようになると期待をするものでありますが、その実現には数十年を要すると思われまます。それまで待てというのは、余りにも酷ではないかと思うのであります。

そこで、長期、短期のバリアフリーの具体策をお示しください。

また、各支所におけるバリアフリーの現状と課題についてお示しをいただきたいと思います。

2. 次に、高齢者緊急通報装置の機能の拡充についてお尋ねいたします。

本市に高齢者用緊急通報装置、いわゆるペンダント型通報装置が導入をされましたのは、平成6年であります。以来、今日では常時約1,000世帯の市民の皆さんの、まさかのときのセーフティー

ネットとして活用されていることに、市民の一人として喜んでいただいております。

当初、本員は、通報先として、救急業務の急所であり、24時間体制として市の消防局直通を推進いたしました。現在は、より実情に即した体制として、介護支援センターに変更がなされております。今後は、高齢化率はさらに高まり、その分、高齢者の方々が市内の至るところで生活をされる場面もふえてきております。

そこで、提案になろうと思いますが、これまで室内10メートルの親機の範囲内でしか使用できない現在の通報装置の限界を解消する新しいシステムを研究してはどうでしょうか。現在では、携帯電話の中に位置表示システムを組み込んだタイプもできております。これを応用し、病気がちの人や脳疾患や心肺機能に不安がある方のさらなる社会参加を促進しサポートする携帯電話型緊急通報のシステムが必要となってくるのではないかと思います。他都市の動向も踏まえ、福祉保健部長のご見解をお聞かせください。

次に、里道の境界確認と紛争防止策についてお尋ねをいたします。

平成12年に施行されました地方分権一括法により、平成16年度までに申請する事業として法定外公共物譲与申請事業があります。これは旧建設省所管の機能を有する里道や水路、すなわち赤道や青溝等を申請することによりまして、長崎市所有に移譲する事業であります。これまで里道や水路につきましては、国所有のため市民の声が届きづらい部分があったのも事実であります。しかし、この事業が順調に推移し、申請したすべての法務局の公図約4,300枚に及ぶと聞いておりますけれども、里道や水路が市に移譲されますと、市民からはさまざまなケースにわたって、特に里道（赤道）に関しましては、現地での確認作業や隣地との境界の調整、また、市道の接道部分でのトラブル回避のための要望や側溝整備、手すりの設置等の要望が寄せられることになると思われます。

このようなケースが招来したとき、これまでの県の対応とは一味違ったきめ細かな住民対話の中から前向きに取り組みを市当局に期待するものですが、見解をお聞かせください。

以上をもちまして、本壇よりの質問を終わります。

す。＝（降壇）＝

副議長（江口 健君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 小林駿介議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

福祉行政につきまして、まず第1点目の長崎駅周辺地区のバリアフリー化の現状と対策についてお答えをいたしたいと思っております。

平成12年11月に、お年寄りや体の不自由な方々の公共交通機関を利用した移動の利便性、安全性の向上を目的とした交通バリアフリー法が施行されました。これを受けまして、長崎市におきましては、現在、JR長崎駅から市役所・浜町にかけての都心地区及びJR浦上駅から松山にかけての浦上地区の2地区を重点整備地区とし、おおむね10カ年を目標に、地区内の旅客施設や道路、駅前広場等のバリアフリー化を図るために、現在、本年度末を目途に交通バリアフリー基本構想の策定を進めているところであります。

小林議員ご指摘の長崎駅周辺地区でのバリアフリー化につきましては、駅の構内はほぼバリアフリーとなっておりますが、鉄道からバスあるいは路面電車への乗り換えにつきましては、一部階段を利用しなければならず、バリアフリー化が図られていない状況に、ご指摘のとおりでございます。

このようなことから、基本構想に基づきバリアフリー化を進める必要がありますが、短期的な対策といたしましては、駅と最寄りのバス停、電停間への横断歩道やエレベーターの設置などについて、警察、道路管理者あるいは交通事業者などの関係機関の皆様方と協議を進めさせていただいているところでございます。

また、長期的な対策といたしまして、長崎駅周辺地区におきましては、九州新幹線長崎ルート建設計画を初め県事業でありますJR長崎本線連続立体交差事業あるいは市施行の土地区画整理事業などによる再整備の計画を進めているところでありますので、これらの事業を進めていく中で、交通バリアフリー法に定める基準に沿いまして、交通事業者等の協力も得ながら、歩行者支援施設の整備も含めた検討を行い、長崎駅周辺地区のバリアフリー化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、各支所のバリアフリー化の現状と対策についてお答えいたしたいと思います。

公共施設としての支所につきましては、障害者のみならず、高齢者あるいは子ども連れの母親などを初め不特定多数の人が利用するところでありますので、すべての人にとって利用しやすいということが求められております。

このような観点から、各支所においては、建築物の構造上設置することができないところを除きまして、出入口のスロープ化あるいは障害者の方も使える多目的なトイレ、車いす、ベビーベッド、ベビーシート（おむつ替え台）などの設置を行ってきたところであります。

設置の状況を具体的に申し上げさせていただければ、11支所及び4地区事務所等のうちに、出入口のスロープ化を図っている施設につきましては11施設、スロープ化が必要でない施設は2施設、多目的なトイレの設置を行っている施設につきましては11施設、また、車いすの常備施設が12施設、エレベーターの設置施設が西浦上支所となっております。特に、エレベーターの設置につきましては、施設の狭隘大規模な改修を伴うなど、建築物の構造上の問題点があり、これらをクリアしなければならぬものと判断しております。

今後においても、市民サービスの向上を初めすべての人が利用しやすい施設としての広い意味でも住民福祉の増進を目指しまして頑張りたいと思いますので、よろしく願いさせていただきます。

以上、私の本壇よりの答弁とさせていただきます。

他の項目につきましては、所管の方からお答えいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。＝（降壇）＝  
福祉保健部長（高谷洋一君） 福祉行政の2点目、高齢者緊急通報装置の機能の拡充についてお答えいたします。

現行の緊急通報システム事業においては、ひとり暮らしの高齢者等で身体的及び環境的要因により緊急通報装置の設置が必要な方に対し、急病や災害時等の緊急時に迅速かつ適切な対処を図ることを目的に、緊急通報装置を貸与しております。この装置は、電話に接続する本体装置と利用者が

身につけることが可能で、ボタンを押すことにより遠隔操作で緊急事態を自動的に受信センターに通報するペンダント型の発信機と受信機の3点からなっております。

現行のペンダント型の発信機は、受信機から半径約20メートルの範囲内で使用できますが、基本的には室内用であると考えております。

議員ご指摘の屋外でも使用できる装置としては、ご承知のとおりさまざまな機能を持った携帯電話が発売されておりますが、これらの携帯電話を本市の緊急通報システムに接続することは、現状では困難であります。

しかしながら、この分野における通信機器の技術の進展は格段の進歩が期待できると思われまので、今後とも各種機器の開発状況を見守ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

土木建築部長（向井正人君） 里道の境界確認と紛争防止策についてお答えをいたします。

現時点におきましては、里道は国有財産であり、その境界確認については、基本的には財産管理者である長崎県が行っており、長崎市内にある里道については、長崎土木事務所がその事務を行っております。ただし、長崎市道の敷地内にある里道については、長崎市が境界確認を行っております。

平成12年4月1日に施行された地方分権一括法に基づき、市道の敷地外等にある里道、いわゆる法定外公共物について、平成16年度末までに国に対して譲与申請を行い、平成17年度に譲与を受けべく、現在、特定作業に着手しているところであります。作業内容といたしましては、位置の確認及び機能の有無の確認を行うことであり、隣接地主との境界確認までは含まれておりません。

国から譲与を受けた後、法定外公共物である里道は長崎市の財産となり、長崎市が境界確認を行うこととなります。

したがって、譲与を受けた里道に係る紛争防止策につきましては、里道を表示する図面が通常法務局にある公図しかないため、現地の地形及び状況を十分調査し、隣接地主や現地を熟知している地元の方々とも協議をしながら境界確認を行い、紛争が発生しないよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

28番（小林駿介君）では、時間は短いんですけども、再質問をさせていただきたいと思います。

初めに、交通バリアフリー法の施行で今、市の方としては大きく、おおむね10年の間に整備をしたいということなんですが、問題は、長崎駅前周辺が大体どれぐらいのスパンで整備をされるのか。今、市長からも多分、その年限というのはなかったと思いますが、例えば市長としては、大体完璧にきちっと整備されるのに何年ぐらい要するというふうに思われるのか。それがかなり長いのであれば、一つは、横断歩道の設置ということがございました。もう一つは、エレベーターの設置ということがございましたけれども、私は逆に、横断歩道の設置というのは、やはり駅前の西九州でも一番と言われているような混雑をしている、その道路の状況から見ますと、逆に、車両交通の障害要因になるのではないかという、そういう面も心配をしております。

そういう意味で、何としても、できましたらそんなに豪華なものじゃなくてもいいので、エレベーターなり、あるいはエスカレーターなり、そういった形のを設けるべきではないかというのが、一つの今回の質問の趣旨でございます。

そういったことで再度、お答えをいただきたいと思います。

もう一つ、バリアフリーのマップというのが、現在、だんだんでき上がってきているわけですね。県外の障害者の皆さんのホームページ等を見ますと、必要な情報というのはだんだん整備をされてきているんですけども、例えば自分の障害者として、どこからどこに行きたいと、そのとき具体的に行く手順がよくわからない。できればそういった具体的な情報もほしいということが、よくホームページに載ってくるわけですけども、観光都市としても、これからさらにそういった進展を遂げていかなければならない。そういった長崎の使命として、福祉の立場からも、こういったバリアフリーマップ、これの整備というのが必要ではないかというふうに思いますので、その点についてはどうなのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

もう一つは、緊急通報装置の件でございますが、

これは、そういうことはないと思いますが、現在、消防局から介護支援センターの方に移管をされました。やはり気になるのは、2名の方の協力員の呼び方なんです。例えば一般の電話と、この通報装置をやっているのとではどこが違うかといいますと、電話ですと、話せなくても、その緊急通報装置のボタンを押したということが登録をしているので、この方は何かが起こったかもしれないということで現場に直行するというのが、この装置のみそなんです。ところが、もしも協力員の方に「とにかく行ってみてください」と、電話が通じませんと、このようことになりますと、事態を悪化させる可能性が大なわけですね。この辺の運用については、くれぐれも私は、そういう緊急通報装置の本来の趣旨をたがえないように、ぜひとも再度確認をしておきたいと思うのが一つ。

もう一つは、今、部長からお話がありましたように、いわゆる半径10メートルの範囲内でしか機能しない。これをぜひとも例えば昼間、外に行かれる、そういった心肺機能の具合が悪い方、あるいは脳疾患のそういったおそれのある方、こういう人に対して貸与しているわけですけども、外で縦横に活動していただける、そういった範囲を提供するということは、私は、高齢者の社会参加という意味から非常に大きな意義を持っているのではないかと思います。そういったときに、じゃ携帯電話があるじゃないか、携帯電話を使えばいいじゃないかと、私もそう思いました。ところが、その方が具合が悪くなるときには、この携帯電話に話をできないというのですよ。だから、そこにある特殊のボタンを押してもらったら、その登録をしてあるその方のもとに即行けると、119から当然、その人の位置確認ができるわけですから、カーナビみたいになって、その方が持っているところの場所が確認されますので、一番早い救急車が駆けつける。こういったことをシステムとして考えるわけなんですけれども、他都市の動向というのはどうなのか、また、こういったことを今、研究しているところはないのか。国の方でもそういったシステムを研究・開発は今していないのか、その辺についてもあわせてお尋ねをしたいと思います。

それから、里道の件につきましては、私はもう

少し、あと一言二言、前向きなご答弁があってもいいのではないかなと思っております。私は具体的に、そういった例えば紛争が起きたときに市の方も積極的にかかわって、いわゆる住民の合意のもとにトラブルが大きくなることを防ぐという方向で市の関与というものを期待しているわけなんです。できれば再度、ご答弁をお願いしたいと思います。

都市計画部長（松本紘明君） 駅周辺は、長期的には連立が完成されるまでに約20年程度かかるというふうに判断をいたしております。また、駅が西側の方に200メートルほど移動しますので、その後、駅周辺の部分の整備が行われてくるということですので、区画整理事業としては、さらに5年ぐらいかかるというふうに考えております。しかしながら、先ほど市長が申し上げましたように、短期的、中期的、長期的にバリアフリーについては整備をしていくというような形で進んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

福祉保健部長（高谷洋一君） バリアフリーマップの件について、まずお答えいたします。

バリアフリーマップの作成とそのホームページの公開についてでございますが、障害者の方々ととりまして、地域で自立した生活を続けていくためにバリアフリーの情報は重要なものであり、十分な情報の提供があれば、さまざまなバリアフリーによって限られた生活範囲が大きく広がる可能性があります。また、障害者の方々が他地域を訪れるに当たりますとも、現在ではインターネットであらかじめ情報を収集することがふえてきており、ホームページにおけるバリアフリー情報の提供は、本市を訪れる障害者の方々ととりまして重要な情報源になるものと考えております。

本市といたしましても、平成13年度の緊急地域雇用創出特別交付金事業におきまして、バリアフリー施設調査委託事業を実施しており、長崎市心身障害者団体連合会と協力し、新規に雇用した障害者と健常者の方々が長崎県が提供する施設のバリアフリー情報を補完する形で、特に施設と施設との間のバリアフリーのルート、情報を調査しているところでございます。

また、今回の本市の事業では、バリアフリーの

情報が市民ボランティアや官公庁の関連部局などでもさまざまに実施されてきた経緯があり、こうした情報も収集し、情報を一元化して、投資的に扱えるようにデータベース化する予定で、できるだけ多くの方々と情報を供用できるような方向で検討を重ねております。

今回の調査では、特に障害者の方々がこれまで利用できないと思われてきた既存施設についても、別ルートでの移動方法やソフト面での支援等があれば利用できることもございますので、こうした情報の調査に重点を置き、既存の社会資源を活用して障害者の方々の社会参加に重要な情報提供を考えております。

バリアフリー施設調査委託事業につきましては、平成14年度にも引き続き実施したいと考えておまして、この事業の終了後、こうしたソフト面の情報も含め、当面は障害者の方々の生活便利手帳的な冊子を作成することを考えております。障害者の方々の生活の支援となる情報の収集には、さらに詳細な情報の蓄積が必要と思われまますので、事業終了後は標準化した調査方法の普及に努め、将来的には、絶えず変化していくバリアフリーの状況を市民の方々や障害者、ボランティアの方々が直接アクセスして情報の追加更新ができるようなホームページができないか、専門の方々のご意見をいただき、検討してみたいと考えております。

それから、緊急通報システムの連絡の方法でございますが、現在も協力員につきましては、複数の人をお願いしている状況でございますが、まず通報が入りましたときに、その通報の相手方の状況を十分に判断いたしまして、特に緊急を要するという判断のときには、消防局へ救急車の要請をしていると、こういう状況でございます。

それから、他都市とか、どこかで開発・研究をしていないかというお尋ねでございますけれども、現在のところ、まだ私どもの方も調査もしておりませんし、研究・開発をしているところもちょっと把握いたしておりません。

以上でございます。

土木建築部長（向井正人君） 里道、水路についてお答えいたします。

今回しております作業につきましては、公図上の里道、水路が現地に存在しているかの確認、そ

れと、その里道、水路が機能をしているかどうかの確認、そういうものを確認いたしまして、機能をしている分について譲与を受けるということになっております。

そういうことで、市に譲与を受けてからの境界確認につきましては、親切丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

28番（小林駿介君） 前後しますけれども、今、土木建築部長から丁寧に住民との対話をやりながらやっていきたいということで、一応、了したいと思います。よろしくお祈りしたいと思います。

緊急通報装置の件ですけれども、これは今、特に緊急を要するときは消防署に通じるというお話がありました。私が最初に申し上げましたように、例えばこういうことがあるわけです。肺機能が弱い人がこの緊急通報装置を持っております。その方は、具合が悪くなると声が出ないんですよ。だから、家のペンダントの緊急ボタンを押せるけれども、「どうしたんですか」というときに、具合が悪くて声が発せない状況になるわけです。そのために私は、例えば消防局にやってきましたと、第1次的に救急車が消防局の判断で現場にすぐ向かえらと思ったから、その方法を取ったわけなんです。これが在宅介護支援センターの方にかわりましたも、そういった趣旨をよくとらえていただいたら間違いはないと思うんですが、今、部長のご答弁にありましたように、まず協力員の人に2人のうちどちらかに行ってもらおうと、そして確認をしてもらおうと、そういうことで私は事態が悪くなるのがあってはいかんと感じているわけなんです。その判断を間違えないように、市の一番最高責任者の部長みずから、そのことをよくご理解いただいております。

もう一点、市内での緊急通報装置は、今もちょっとお話があったんですが、3年前からこういったシステムというのは既にあるんだと、そして老人の方が徘徊をされますね、そういう居住を察知するシステムがあるじゃないですか。そういうものにPHSを使ってやっていますけれども、そういうものに通報装置を付加するだけでできないことはないんですよ。

したがって、もう時間がありませんけれども、

これはぜひ日進月歩で進んでいるITの世界のことですから、ぜひ部長ももっと多くの情報を仕入れていただいて、そして、このことを真剣に検討をいただくようお願いをしておきたいと思えます。

大体、お話し、私が言わんとするところはできましたので、以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

副議長（江口 健君） 次は、1番陣内八郎議員。

〔陣内八郎君登壇〕

1番（陣内八郎君） こんにちは。

久しぶりのといいますが、1年半ぶりの質問に立たせていただくことになりました。今、季節としては、「春眠暁を覚えず」という季節になってまいりましたし、食後の非常に眠い時間帯だろうと思いますが、どうかひとつ、しっかり傍聴していただきたいと思っております。

私は4項目ほど質問をさせていただきたいと思っておりますが、まず1項目で、市長の施政方針についてであります。

施政方針については4点ほど質問をさせていただきませんが、まず第1点目には、所信表明のあり方、これについてお伺いしたいと思います。

まず、聞く人が話す人の言葉をよく理解し、そして記憶にとどめておくというのは、長くて30分ぐらいじゃないかなと思うわけです。今回も言った方がいいんでしょうが、市長の所信表明、これは85分ほどかかりました。非常に長い施政方針演説をやっていたわけですから、もっと骨太の方針をやっていたら良かったなというふうに思っております。例えば魚で言えば太くてかたいタイのような、そういった話をしていただければと、実際聞いたのはイワシの骨のような話でございましたので、非常に苦しかったなというふうに感じております。その点については、回答は要りませんけれども、イワシというのは非常に人にとっては優秀な魚でございます。市長も優秀な職員をたくさん抱えておられるわけですから、ぜひ職員の活躍の場を大いに与えてやって信任をしていただいて頑張っていたらいいなと、そういうふうな論調でしていただければなというふうに感じているところでございます。

改めての答弁は不要でございますが、何か所見